

利用料の規定等

R6.6.1 改定

- 事務費・生活費は国の定めに基づいておりますので、今後変更することがあります。
- ご夫婦で入居される場合の事務費については、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、差引額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とします。また、この額（差引額の 2 分の 1）が 150 万円以下の場合のご夫婦それぞれの事務費徴収額は、1 階層の額（10,000 円）から 30%減額した額とします。
- ◎下記の表の「対象収入」とは、前年の収入から租税・社会保険料・医療費（入居前の医療費は除く）などの必要経費を控除した後の収入になります。

1 ヶ月の合計入居費用は下記、①～④の合計額となります。

- ①サービスの提供に要する費用(事務費)
- ②生活費
- ③居住に要する費用(管理費)
- ④その他

対象収入	①サービスの提供に要する費用(事務費) 月の負担額	②生活費 月の負担額	③居住に要する費用(管理費) 月の負担額	合計
¥1,500,000以下	¥10,000	¥45,652 (食事代込) (水道代込)	¥21,850	¥77,502
	夫婦の場合 ¥7,000			¥74,502
¥1,500,001～¥1,600,000	¥13,000			¥80,502
¥1,600,001～¥1,700,000	¥16,000			¥83,502
¥1,700,001～¥1,800,000	¥19,000			¥86,502
¥1,800,001～¥1,900,000	¥22,000			¥89,502
¥1,900,001～¥2,000,000	¥25,000			¥92,502
¥2,000,001～¥2,100,000	¥30,000			¥97,502
¥2,100,001～¥2,200,000	¥35,000			¥102,502
¥2,200,001～¥2,300,000	¥40,000			¥107,502
¥23,00,001～¥2,400,000	¥45,000			¥112,502
¥2,400,001～¥2,500,000	¥50,000			¥117,502
¥2,500,001～¥2,600,000	¥57,000			¥124,502
¥2,600,001～¥2,700,000	¥64,000			¥131,502
¥2,700,001～¥2,800,000	¥67,700			¥135,202
¥2,800,001～¥2,900,000	¥67,700			¥135,202
¥2,900,001～¥3,000,000	¥67,700			¥135,202
¥3,000,001～¥3,100,000	¥67,700			¥135,202
¥3,100,001 以上	¥67,700			¥135,202

④その他

- 居室内で使用された電気料金
- 個人風呂利用料金 1 回当たり 400 円加算されます。
- 行事食料金 季節の行事に合わせた食事が月約 1 回あります。1 食当たり 200 円加算されます。
- 冬季加算料金 11 月から 3 月までの間は共用部分の暖房費として、1 ヶ月当たり 6,276 円が加算されます。

※入居一時金…入居時に一時金として 300,000 円をお預かりいたします。

(20 年均等償却で未経過分は返還します。入居一時金のお支払いが難しい方はご相談ください。)